

## ○岡山市障害者助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 障害者の福祉増進を図るため、予算の範囲内において障害者助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

### (助成事業等)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の実施に際し支出される経費のうち、助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）又は療育手帳制度通知（昭和48年厚生省通知児第156号）による療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている障害者であって、かつ、別表助成対象者欄に定める要件に該当するものとする。ただし、障害者介護用自動車改造費助成については、当該障害者を介護している者であって、かつ、別表助成対象者欄に定める要件に該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第20条第1項各号に定める事由により助成金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していないものは、補助事業者としない。

### (助成金額)

第5条 助成金額は、別表に掲げる助成事業ごとに、助成対象経費のうち、同表助成額欄に掲げる額を上限として、市長が定める額とする。

### (申請及び決定)

第6条 規則第5条の交付申請は、この要綱に定める条項の適用を受けること並びに住

登録関係及び税関係情報の調査を行うことに同意した上で、障害者助成事業助成申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者について、市税の滞納がないことを証明する納税証明書
- (2) 障害者自動車改造費助成を申請する場合は、改造を行う業者の見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）及び運転免許証の写し
- (3) 身体障害者補助犬飼育費助成を申請する場合は、身体障害者補助犬使用者証の写し
- (4) 障害者介護用自動車改造費助成を申請する場合は、自動車の改造計画書、自動車の改造見積書（現に所有する自動車を改造するときは、改造を行う業者の改造の箇所及び経費を明らかにした見積書、改造済自動車購入のときは、販売を行う業者の改造の箇所及び購入価格のうち改造に係る経費を明らかにした見積書）、自動車検査済証（車検証）の写し及び改造前の自動車の写真（改造済自動車購入の場合を除く。）

3 規則第8条の通知は、障害者助成事業助成決定通知書（様式第2号）により行う。  
（着手及び完了届等の免除）

第7条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出及び規則第16条の実績報告は要しない。

（請求及び支給）

第8条 補助事業者は、助成金（身体障害者補助犬飼育費助成に係るものを除く。）の交付を受けようとするときは、交付決定に係る技能の修得又は設備の整備改造を終了した後に、障害者助成事業助成金請求書（様式第3号）に修得又は整備改造が終了した事実を証する書類を添えて市長に請求しなければならない。

2 補助事業者は、身体障害者補助犬飼育費助成に係る助成金の交付を受けようとするときは、3月分を取りまとめ、その翌月に障害者助成事業助成金請求書により、市長に請求しなければならない。

3 市長は、前2項の請求を受けたときは、内容審査の上、助成金の額を決定し、補助業者に交付するものとする。

(助成の取消し)

第9条 市長は、規則第20条による場合のほか、交付決定に係る技能の修得又は整備改造が終了する前に障害者が死亡し、又は市外へ転出したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しを決定したときは、岡山市障害者助成事業助成取消通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(助成の制限)

第10条 障害者自動車改造助成及び障害者介護用自動車助成の決定を受けた者(当該障害者を含む。)は、決定の日から起算して7年間は新たな助成を受けることができない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条、第5条関係)

助成事業	助成対象者	助成対象経費	助成額
障害者自動車運転技能修得費助成	本市に住所を有する者で、次の各号に掲げる要件を備えるもの (1) 自動車運転免許の取得により就労等社会参加が見込まれる者 (2) 助成を受けようとする者が市税を完納し、かつ、修得助成を行う月の属する年の前年(1月から6月の申請については前々年)の所得税課税所得金額が、当該月の特別障害	自動車運転技能修得に要する次の各号に掲げる経費の総額の5分の3の額。ただし、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て	100,000円以内

	<p>者手当の所得制限限度額を超えないこと。ただし、当該所得税課税所得金額の算定においては、16歳未満の扶養親族1人につき38万円を、16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき25万円を控除するものとする。この場合における年齢については、対象年の12月31日（対象年の中途においてその者が死亡している場合には死亡当時）の現況によるものとする。</p>	<p>る。</p> <p>(1) 入学金 (2) 授業料（補修料を含む。） (3) 教科書代 (4) 仮免許交付手数料 (5) 本検定料 (6) その他運転免許の取得に直接要する費用</p>	
<p>障害者自動車改造費助成</p>	<p>本市に住所を有する者で、次の各号に掲げる要件を備えるもの。</p> <p>(1) 就労等に伴い自らが所有し、運転する自らの自動車の操向装置等の一部を改造する必要があるもの。</p> <p>(2) 助成を受けようとする者が市税を完納し、かつ、改造助成を行う月の属する年の前年（1月から6月の申請については前々年）の所得税課税所得金額が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えないこと。ただし、当該所得税課税所得金額の算定においては、16歳未満の扶養親族1人につき38万円を、16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき25万円を控除するものとする。この場合における年齢については、対象年の12月31日（対象年の中途においてその者が</p>	<p>操向装置等の改造に要する費用の5分の3の額。ただし、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>100,000円以内</p>

	死亡している場合には死亡当時)の現況によるものとする。		
身体障害者 補助犬飼育 費助成	<p>本市に住所を有する18歳以上の者で、次の各号に掲げる要件のいずれかを備えるもので、かつ、市税を完納し、岡山市障害者助成事業実施要綱第6条に定める申請をした日の属する月の属する年の前年(1月から6月の申請については前々年)の所得税課税所得金額が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えないもの。ただし、当該所得税課税所得金額の算定においては、16歳未満の扶養親族1人につき38万円を、16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき25万円を控除するものとする。</p> <p>この場合における年齢については、対象年の12月31日(対象年の中途においてその者が死亡している場合には死亡当時)の現況によるものとする。</p> <p>(1) 視覚障害1級で、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号。以下「法」という。)第2条第2項で定める「盲導犬」を現に使用し飼育している者</p> <p>(2) 肢体不自由2級以上で、法第2条第3項で定める「介助犬」を現に使用し飼育している者</p> <p>(3) 聴覚障害2級以上で、法第2条第4項で定める「聴導犬」を現に使用し飼育している者</p>	身体障害者補助犬 の飼育に要した経費	月 6,0 00円

<p>障害者介護用自動車改造費助成</p>	<p>本市に住所を有する者で、次の各号に掲げる要件を備えるもの</p> <p>(1) 自動車を現に所有し、又は新たに購入しようとする者であること。</p> <p>(2) 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受け、かつ、車いす、ストレッチャーその他の補助用具を使用し介護を受けなければ移動が困難な状態が継続すると認められる障害者と同居又は生計を一にする者で、当該障害者のために自動車の改造を必要とすること。</p> <p>(3) 当該障害者が安全かつ容易に乗降でき、かつ、車いす等を車内に収納し固定できる装置を設けており、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する道路運送車両の保安基準に適合するように自動車を改造し、又はこれを満たす自動車を購入しようとするものであること。</p> <p>(4) 助成を受けようとする者が市税を完納し、かつ、改造助成を行う月の属する年の前年（1月から6月の申請については前々年）の所得税課税所得金額が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えないこと。ただし、当該所得税課税所得金額の算定においては、16歳未満の扶養親族1人につき38万円を、16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき25万円を控除するものとする。この場合における年齢については、対象年の1</p>	<p>現に所有する自動車を介護用自動車とするために改造する場合は、改造に要する費用の5分の3の額を介護用自動車としての装備を設けている自動車を購入する場合は、購入費用のうち介護用装備に係る部分の費用の5分の3の額ただし、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>100,000円以内</p>
-----------------------	---	--	-------------------

	2月31日（対象年の中途においてその者が死亡している場合には死亡当時）の現況によるものとする。		
--	---	--	--

岡山市障害者助成事業助成申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請人 住 所  
フリガナ  
氏 名

(自署又は記名押印)

年 月 日生

下記により助成事業の助成を申請します。なお、この申請に当たっては、私又は私の世帯員の住民登録関係及び税関係情報の調査を行うこと並びに岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号)及び岡山市障害者助成事業実施要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

事業年度	年度	助成事業の名称	
対象者	氏名	生年月日	年 月 日生
	住所		
身体障害者手帳・療育手帳	都道府県市第 号( 年 月 日交付)		
障害名及びその等級	障害名	種級	等級 A・B
障害者の身体状況 介護用自動車 改造の場合	<input type="checkbox"/> 車いすを使用しなければ移動が困難な状態 <input type="checkbox"/> ストレッチャー(寝台)を使用しなければ移動が困難な状態 <input type="checkbox"/> その他( )		
経費所要額			
助成金交付申請額			
所得状況 市税納付状況	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当所得制限非該当 <input type="checkbox"/> 市税完納		
必要とする理由			
改造自動車の型式、容量及び運転免許証本人使用の自動車改造の場合	型式容量		
	免許証番号 ( 年 月 日交付)		
	免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大特 <input type="checkbox"/> 自二 <input type="checkbox"/> 小特 <input type="checkbox"/> 原付	
	免許の条件	有効期限	年 月 日
介護用自動車の内容	<input type="checkbox"/> 現に所有する自動車を改造 <input type="checkbox"/> 改造済自動車を購入		
介護用自動車改造の場合	<input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 普通自動車 <input type="checkbox"/> その他( )		
意見	担当者		印

- 添付書類
- 申請人について、市税の滞納がないことを証明する納税証明書
  - 障害者自動車改造費助成を申請する場合は、改造を行う業者の見積書(改造の箇所及び経費を明らかにしたもの)、運転免許証の写し
  - 身体障害者補助犬飼育費助成を申請する場合は、身体障害者補助犬使用者証の写し
  - 障害者介護用自動車改造費助成を申請する場合は、自動車の改造計画書、自動車の改造見積書(現に所有する自動車を改造するときは、改造を行う業者の改造の箇所及び経費を明らかにした見積書、改造済自動車購入のときは、販売を行う業者の改造の箇所及び購入価格のうち改造に係る経費を明らかにした見積書)、自動車検査済証(車検証)の写し及び改造前の自動車の写真(改造済自動車購入の場合を除く。)



岡山市障害者助成事業助成金請求書

年 月 日

岡山市長 様

住所  
氏名

(自署又は記名押印)

年度 助成を下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

添付書類

- 1 自動車運転技能修得 運転免許証の写し及び所要経費を証明する書類(領収書等)
- 2 自動車改造 車検証の写し, 所要経費を証明する書類(領収書等)及び改造後の自動車の写真(全体と改造部分を写したものの)
- 3 介護用自動車改造 車検証の写し, 所要経費を証明する書類(領収書等)及び改造又は購入後の自動車の写真(全体と改造部分を写したものの)

支払先金融機関

フリガナ 口座名義人	( )		
名 称	銀行・金庫		店
	農協・組合		所
預 金 種 別	普通・当座	口座番号	